**平成２３年（フ）第２６４号**
岡山市中区今在家383番地１　シティハイツ枝松Ａ105、前住所岡山市東区中尾260番地42
債務者　井場　重雄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３５８号**
神奈川県茅ヶ崎市萩園1423番地
債務者　川越　武志
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３７６号**
神奈川県藤沢市遠藤2020番地の６　コウワハイツⅠ101
債務者　長谷川大輔
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７００号**
東京都青梅市新町１丁目16番地の10神尾ハイツ202
債務者　神山　富雄
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１０９６号**
横浜市南区三春台114番地11　キャッスルマンション横浜三春台109号
債務者　途中　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１０９７号**
横浜市南区三春台114番地11　キャッスルマンション横浜三春台109号
債務者　途中　和子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２９５号**
横浜市鶴見区大東町12番地13　エンゼルハイム日東浜公園315
債務者　海老原政己
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２６３号**
愛知県岡崎市淡渕町字日向116番地１、前住所愛知県岡崎市井田新町８番地14　リバティN202
債務者　清水　浩幸
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月１日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第７７号**
岡山県久米郡美咲町連石1074番地１
債務者　原田トミ子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２３年（フ）第１３５１号**
神奈川県茅ヶ崎市常盤町４番35号　住和常盤町ビルＡ２
債務者　西野理恵子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１７７号**
青森市旭町２丁目25番16号　アモール102号、申立時の住所青森市金沢３丁目13番８号
債務者　兼成　正春
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８６号**
青森市南佃２丁目３番13号
債務者　三上　翔一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８８号**
青森県むつ市下北町15番52号　小町屋アパートＢ－２号
債務者　室舘　正次
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９５号**
青森市桜川４丁目５番６号
債務者　葛西　豊子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３４号**
栃木県那須塩原市東三島３丁目40番地２　ユーミー・パル303号、前住所栃木県那須塩原市西三島２丁目157番地９
債務者　君島　祐一
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部